

(別紙様式2)

平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 徳島県

農業委員会名： 鳴門市農業委員会

I 農業委員会の状況(平成29年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	951	939	—	—	—	1890
経営耕地面積	635	830	673	157	—	1465
遊休農地面積	45	28	28	0	0	73
農地台帳面積	1053	1154	1154	0	0	2207

※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入

※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

	農家数(戸)
総農家数	1441
自給的農家数	403
販売農家数	1038
主業農家数	531
準主業農家数	142
副業的農家数	365

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	農業者数(人)
農業就業者数	2408
女性	1157
40代以下	113

※ 農林業センサスに基づいて記入。

	経営数(経営)
認定農業者	393
基本構想水準到達者	55
認定新規就農者	14
農業参入法人	15
集落営農経営	—
特定農業団体	—
集落営農組織	—

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

旧制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 2 9 年 7 月 1 9 日

	選挙委員		選任委員					合計
	定数	実数	農協推薦	共済推薦	土地改良推薦	議会推薦	計	
農業委員数	25	24	3	1	1	4	9	33
認定農業者	—	7	1	0	0	2	3	10
女性	—	0	0	0	0	4	4	4
40代以下	—	0	0	0	0	0	0	0

新制度に基づく農業委員会

任期満了年月日 H 年 月 日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数		
認定農業者	—	
認定農業者に準ずる者	—	
女性	—	
40代以下	—	
中立委員	—	

	定数	実数	地区数
農地利用最適化推進委員			

*現在の体制を記載することとし、年度途中で切り替わった場合はいずれも記載

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積	これまでの集積面積	集積率
	2207ha	1030ha	46%
課 題	認定農業者等の担い手への農地利用集積は、規模拡大による収益が得られやすい作物を中心に利用権設定等を推進することが効果的であるが、地域や筆毎に農地の条件が異なることや近年の生産資材費等の高騰により加速度的な利用集積を図ることは困難である。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 平成28年度の目標及び実績

集積目標 ①	集積実績 ②	(うち、新規実績)	達成状況(②/①×100)
1030ha	1030ha	19ha	100%

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	主に6月及び12月に利用権設定等促進事業による担い手等への利用集積を図るとともに、農地中間管理事業でのマッチングを推進する。また、経営所得安定対策等の推進により販売農家への利用集積を促進する。
活動実績	農業再生協議会等の関係機関と連携し、利用権設定制度と併せて、農地中間管理事業の周知及び、利活用の推進を実施した。

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	生産者毎の意向や農地情報を聞き取り、農地の特性と担い手の経営内容に即した農地の利用体系の確立に向けた利用集積を図ることができた。
活動に対する評価	利用集積目標は概ねクリアできている、今後も担い手育成と連動した農地利用促進活動に取り組む。

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

新規参入の状況	26年度新規参入者数	27年度新規参入者数	28年度新規参入者数
	2経営体	2経営体	3経営体
課題	農業の新規参入には、農地の確保・設備投資等の壁があり困難が伴うが、国補助制度等を活用しながら新規就農者が自立できる農業経営を継続できるよう、農協・県等の関係機関と協力して支援できる体制を整備する必要がある。		

※ 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

2 平成28年度の目標及び実績

参入目標①	参入実績②	達成状況(②/①×100)
経営体	3経営体	%

※1 参入目標は、活動計画に記載した参入者数を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

3 目標の達成に向けた活動

活動計画	国補助制度を周知・活用しながら、農協・県等と連携した農業技術・経営に関する指導や耕作農地の紹介、あっせん等に総合的に取り組むことで新規就農者の確保と営農の継続を図る。
活動実績	市内各農協及び県農業支援センターといった専門的なノウハウを持った組織と協力し、効率的に新規就農者の支援を行った。

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	農協・県等と連携し、新規就農者に対して国補助制度の周知・活用を推進することができた。
活動に対する評価	市内各農協及び県農業支援センターといった専門的なノウハウを持った組織と協力し、国補助制度を活用することで新規就農者を確保することができた。

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	割合(B/A×100)
	2207ha	73ha	3.30%
課 題	耕作放棄地の大部分は生産性・収益性の低い農地であり、現状のままでは担い手等への利用集積が困難な状況である。また、近年は、地域によっては担い手がほとんど存在しない集落もあることから、各筆毎の実情に即した対策が必要となる。		

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 平成28年度の目標及び実績

解消目標①	解消実績②	達成状況(②/①×100)
5ha	△1ha	△20%

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

活動計画	措置の内容	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
	農地の利用状況調査	調査方法	34人	8月～9月
農地の利用意向調査	調査実施時期:11月～2月			
その他の活動				
活動実績	農地の利用状況調査	調査員数(実数)	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期
		33人	8月～9月	10月～12月
	農地の利用意向調査	調査実施時期	調査結果取りまとめ時期	
		2月～2月	2月～3月	
		第32条第1項第1号	第32条第1項第2号	第33条
	調査数: 1,526筆	調査数: 1,229筆	調査数: 0筆	
	調査面積: 73ha	調査面積: 46ha	調査面積: 0ha	
その他の活動				

4 目標及び活動に対する評価

目標に対する評価	目標には届かなかったが、未然防止に向け、農地の出し手、受け手の意向調査を進めた遊休農地の増加を少なくとどめることが出来た。
活動に対する評価	昨年度の利用意向調査を反映した上で、農地パトロールを実施し、計画的に調査を行った。

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

現 状 (平成29年3月現在)	管内の農地面積(A)	違反転用面積(B)
	2207ha	0.7ha
課 題	優良農地に近接する違法転用については、産地の発展や農業生産への悪影響が特に懸念されることから、早期解消を図る必要がある。	

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 平成28年度実績

実 績①	増減(B-①)
0.7ha	0ha

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

活動計画	指導強化月間を4月～6月に定め、現違反者への徹底指導を図る。また、通年体制で定期的にパトロールを行い、地区ごとの違法転用の未然防止と解消に努める。
活動実績	4月より優良農地内の違法転用について、違反者への指導を関係機関等とともに定期的に行った。
活動に対する評価	違法転用の解消には至らなかったものの、今後も関係機関との連携による更なる指導の徹底を図る必要がある。

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 53件、うち許可 53件及び不許可 0件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請受付後、事務局職員が現地確認			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	付議の際、担当地区の農業委員が状況説明			
	是正措置				
申請者への審議結果の通知	実施状況	申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数	0件		
		不許可処分の理由の詳細を説明した件数	0件		
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況				
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	20日
	是正措置				

2 農地転用に関する事務 (意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 43件)

点検項目		具体的な内容			
事実関係の確認	実施状況	申請受付後、事務局職員が現地確認			
	是正措置				
総会等での審議	実施状況	付議の際、担当地区の農業委員が状況説明			
	是正措置				
審議結果等の公表	実施状況				
	是正措置				
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から 20日	処理期間(平均)	20日
	是正措置				

3 農地所有適格法人からの報告への対応

点検項目	実施状況		
農地所有適格法人からの報告について	管内の農地所有適格法人数		15 法人
	うち報告書提出農地所有適格法人数		7 法人
	うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数		8 法人
	うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数		0 法人
	うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人		8 法人
	提出しなかった理由	報告意識の希薄さによる。	
	対応方針	今後も引き続き、督促を行っていく。	
農地所有適格法人の状況について	農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数		0 法人
	対応状況		

4 情報の提供等

点検項目	具体的な内容			
賃借料情報の調査・提供	実施状況	調査対象賃貸借件数	490件	公表時期 平成28年12月
		情報の提供方法:事務局備え付け		
	是正措置			
農地の権利移動等の状況把握	実施状況	調査対象権利移動等件数	87件	取りまとめ時期 平成29年3月
		情報の提供方法:		
	是正措置			
農地台帳の整備	実施状況	整備対象農地面積	2207ha	
		データ更新:毎月の農地等移動情報を、税務課固定資産データと照合・確認		
	公表:			
	是正措置			

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

農地利用最適化等に関する事務	(要望・意見) なし (対処内容)
農地法等によりその権限に属された事務	(要望・意見) なし (対処内容)

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

VIII 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

事務局で文書保管し閲覧申請に対応

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数

0 件

提出先及び提出した意見の概要	
----------------	--

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

--